

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第 78 号

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則

京都市市税条例施行細則の一部を次のように改正する。

附則第4項第1号中「第28条第1項第1号」の右に「又は第3項」を、「同号」の右に「又は同項」を加え、「若しくは同条第9項に規定する純損失若しくは」及び「同条第9項に規定する純損失若しくは」を削り、「控除若しくは」を「控除、」に改め、同項第2号中「又は第3項」及び「又は同項」を削る。

附則第5項第1号中「第28条第1項第1号」の右に「又は第3項」を、「同号」の右に「又は同項」を加え、「若しくは同条第9項に規定する純損失若しくは」及び「同条第9項に規定する純損失若しくは」を削り、「控除若しくは」を「控除、」に改め、同項第2号中「又は第3項」及び「又は同項」を削る。

附則第9項各号中「第35条第1項」の右に「第35条の2第1項」を加える。

附則第10項を次のように改める。

10 条例附則第19条第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 条例第28条第1項第2号の規定の適用については、同号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに条例附則第19条第1項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項前段に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）」とする。

(2) 第4条の4第2号の規定の適用については、同号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに条例附則第19条第1項の規定の例により当該年の譲渡所得について仮に算定した当該年の同項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項前段に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）」とする。

附則第12項第1号中「第28条第1項第1号」の右に「又は第3項」を、「同号」の右に「又は同項」を加え、「若しくは同条第9項に規定する純損失若しくは」及び「同条第9項に規定する純損失若しくは」を削り、「若しくは法」を「法」に改め、同項第2号中「又は第3項」及び「又は同項」を削る。

附則第13項第1号中「第28条第1項第1号」の右に「又は第3項」を、「同号」の右に「又は同項」を加え、「若しくは同条第9項に規定する純損失若しくは」及び「同条第9項に規定する純損失若しくは」を削り、「若しくは法」を「法」に改め、同項第2号中「又は第3項」及び「又は同項」を削る。

附則第15項第1号中「第28条第1項第1号」の右に「又は第3項」を、「同号」の右に「又は同項」を加え、「若しくは同条第9項に規定する純損失若しくは」及び「同条第9項に規定する純損失若しくは」を削り、「若しくは法」を「法」に改め、同項第2号中「又は第3項」及び「又は同項」を削る。

附則に次の1項を加える。

16 法附則第44条の2第3項の規定により読み替えられた法附則第34条第4項又は第35条第5項若しくは第7項の規定の適用がある場合における附則第9項又は第10項の規定の適用については、附則第9項各号又は第10項各号中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局税務部税制課)